

最高裁秘書第4085号

令和4年1月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和3年12月10日付け（同月13日受付、第030776号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年12月9日付け司法研修所事務局経理課用度係事務連絡「司法修習生バッジの回収について」（片面で2枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年12月9日

第74期A班司法修習生 各位

司法研修所事務局経理課用度係

司法修習生バッジの回収について（事務連絡）

修習開始の際に貸与した司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）を、考試期間中の令和4年3月23日（水）から同月29日（火）までの間（土曜、日曜を除く。）に回収します。

返還に当たっては、別途配布する返還用封筒の、①期、②氏名、③実務修習庁、④クラス及び⑤番号を各欄に記入の上、自身のバッジを入れて封緘し、下記の回収場所及び時間に設置されているバッジ回収箱に投入する方法により、必ず返還をしてください。

なお、考試期間中に返還できなかった場合には、各自が司法研修所事務局経理課用度係宛てに郵送又は持参する方法により返還することになります。紛失して返還できない場合には、所轄の警察に遺失物の届出をした上で遺失物受理番号を記載した「紛失届」及び「申述書」を提出する手續が必要になりますので御注意ください。

おって、当係において返還等が確認できない場合には、その確認等が取れるまで司法研修所より督促の連絡をすることになりますので、考試期間中に必ず返還してください。

記

司法研修所会場 西館1階企画第二課前ロビー

午前8時30分から午前9時45分まで

大阪会場 各試験室内

午前9時30分から午前9時45分まで

また、バッジの返還等に関する問合せは、司法研修所事務局経理課用度係（電話  
[REDACTED]）に連絡してください。